平成２２年（フ）第６２号
兵庫県加古川市加古川町中津21番地の14
債務者　酒井千栄子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６３号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1658―１　レオネクストスィートストロベリ202号室、住民票上の住所兵庫県姫路市白浜町甲792番地２
債務者　吉岡　秀穂
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７４号
兵庫県姫路市飾磨区下野田３丁目209番地　ＭＳアパートメント103号、従前の住所兵庫県相生市佐方３丁目10番９号
債務者　中浜　幸昌
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８０号
兵庫県加古川市平岡町二俣629番地の２
債務者　梅田　昭信
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８１号
兵庫県加古川市平岡町二俣629番地の２
債務者　梅田　直美
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１３号
香川県丸亀市今津町747番地４　マリヤガーデン今津荘302号
債務者　貞野　信也
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１０３号
大分市大字皆春392番地の１
債務者　丸小野章雄
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１２号
北海道苫小牧市新中野町１丁目８番４号
債務者　木村　孝志
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３５号
北海道苫小牧市字沼ノ端929番地の４　レオパレスリラ201
債務者　内藤　　彰
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３７号
北海道苫小牧市桜木町２丁目21番21号
債務者　小出　広子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２０３号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜３丁目17番15―１号
債務者　渡邊　愛野
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
仙台市太白区長町８丁目21番８号　高庄アパート26
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
宮城県黒川郡大衡村駒場字彦右衛門橋183番地６　拡大宣教学院
債務者　趙　　康景（通称名西山加寿子）
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号
秋田県南秋田郡八郎潟町字家ノ後10番地３町営家ノ後住宅15
債務者　児玉　信子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０号
秋田市保戸野中町１番８号　ＴＳＫファミール204
債務者　高山加代子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５号
秋田県南秋田郡井川町大麦字諏訪前９番地
債務者　工藤真奈美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５号
福島県南相馬市原町区本陣前１丁目３番地の21　鶴崎ハイツ106号室
債務者　渡邊　　裕
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福島地方裁判所相馬支部